

公安委員会

説明資料No. **1**

「道路交通法施行規則の一部を  
改正する内閣府令案」に対する  
意見の募集について

平成27年10月22日

運 転 免 許 課

**1 趣旨**

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案について検討しているところ、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

**2 期間**

平成27年10月23日(金)から平成27年11月21日(土)までの30日間

**3 改正案の概要**

「補聴器の使用と旅客運送（第二種免許）に関する調査研究」の結果等を踏まえ、従来、第二種運転免許に関する運転免許試験（適性試験）の聴力に係る合格基準においては、「補聴器を使用せずに、両耳の聴力が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえること」を求めているところ、これを改正し、補聴器を使用すれば両耳の聴力が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる者について、第二種運転免許の取得を可能とすることとする。

**4 施行期日**

平成28年4月1日を予定

公安委員会 説明資料No. <b>2</b>	会計検査院の平成26年度決算検査 報告(見込)について	平成27年10月22日 会計課
<p>会計検査院の平成26年度決算検査報告において、「警察庁の地方機関が保有するAPR形移動通信制御装置等の基板の調達」について「処置済事項」として検査結果が掲記され、本年11月上旬頃内閣に送付される見込みである。</p> <p><b>1 基板の調達の概要</b></p> <p>警察では、警察本部を中心として警察署、パトカー等の間の通信を行うための車載通信系としてAPR形警察移動通信システムを整備、運用しており、このシステムの構成機器である移動通信制御装置等に予め取り付けられた基板のほか、アンテナ設備等の多重無線設備の更新工事や大規模警備等の実施に伴い、一時的に事業者回線による通信を確保するための基板を新規に調達している。</p> <p><b>2 検査結果の概要</b></p> <p>更新工事等のため一時的に取り付けられた基板を工事等の終了後に制御装置から取り外して、再度使用可能な基板として多数保有しているながら、それを活用することなく、毎年新規に調達していた事態は適切ではなく、改善の必要がある。</p> <p><b>3 警察庁の改善措置</b></p> <p>警察庁においては、既に調達を発するなどして、管理換により基板の有効活用が図れるよう改善の措置を講じている。</p>		

1 監察実施項目

交通事故抑止に資する交通指導取締り・速度規制の推進状況

2 監察実施結果

(1) PDSAサイクルによる交通指導取締りの推進状況

- 交通指導取締り管理簿の記載内容、交通機動隊の指導取締り結果の活用方法等、その具体的な実施に当たって更なる教養の必要性が一部に認められた。
- 一部の県では、指導取締りの効果検証等に当たり、地図情報システムを活用して、事故発生状況と指導取締り箇所をマッピングした多角的分析を行っており、分析の高度化の観点から非常に有効であることが認められた。

(2) 交通指導取締りの管理状況

- 取締り件数の多寡のみで活動を評価するのではなく、通学路における警戒活動等のいわゆる「潜在活動」を評価項目に追加するなど、その見直しに着手しているが、県によって、評価手法及び評価基準に差が認められたため、警察庁において各県の事例を集約し、好事例についてフィードバックする予定である。
- 速度取締りに関する白バイ乗務員の活動の在り方について、禁止対象を明らかにするとともに、指導取締りが委縮することのないよう指示することにより、個々の乗務員に至るまで通達の趣旨が正しく理解されるよう努めている。

【白バイ乗務員の殉職・受傷事故発生状況】

(単位：人)

	23年	24年	25年	26年	27年9月末
殉職	0	2	2	0	0
受傷	18	19	12	15	5

(3) 最高速度規制等の推進状況

- 限られた体制の中、規制理由の確認・検証に努めている。
- 規制速度の引上げを検討している路線については、地域住民の中に懸念もあり、合意形成に時間を要するものもあるとの意見がみられたため、引き続き、丁寧な説明に努めるよう指導した。

【規制速度の点検・見直しの推進状況（平成26年度末現在）】

計画年度	見直し対象路線(総長)	引上げ決定(引上げ了)
26～28	約19,500km	約2,850km(約490km)

- ゾーン30を始めとした生活道路における低速度規制を積極的に実施しているが、多くの県で、ハンプ等の速度抑制デバイスの整備を拡充し、ゾーン30等の実効性を高めたいとの意見があった。

警視庁は、別件ヤミ金融事件の捜査を端緒に、本人確認をしないで携帯電話をレンタルした携帯電話不正利用防止法違反（本人確認義務）で、本年10月14日、被疑者7名を逮捕した。

#### 1 被疑者

##### (1) レンタル携帯電話事業者関係

東京都墨田区太平

会社役員 ( ) 35歳 他4名

##### (2) レンタル携帯電話代理店関係

埼玉県新座市栄

自営業 ( ) 33歳 他1名

#### 2 事案の概要

被疑者7名は共謀の上、平成26年4月下旬頃、埼玉県朝霞市内において氏名不詳者と契約者特定記録媒体（SIMカード）を有償貸与する契約をする際に、運転免許の提示を受けるなどの方法により同人の氏名、住居及び生年月日を確認しないで契約し、SIMカード2枚を交付したものの。

#### 3 事案の背景等

(1) 被疑者らが関係するレンタル携帯電話事業者5社は、合計約2,100回線を契約しており、代理店15業者を通じて貸出ししている。

(2) このうち約1,800回線については、ヤミ金融事件又は振り込め詐欺に使用されたとして、全国の警察から5社に対して照会がなされている。

また、平成24年10月から26年5月までの間の5社に係る契約者確認の求め件数は合計約2,500件、24年1月から27年3月までの間に5社に対してなされた解約要請件数は合計約1,300件あることを確認している。

(3) 警視庁では、本件回線の他に匿名貸与されたことが確認できた回線について、役務提供拒否の要請を順次行っていくこととしている。

#### 4 罪名及び罰条

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律

同法第10条第1項第1号（貸与業者の貸与時の本人確認義務等）、

第22条第1項第1号（罰則：2年以下の懲役・300万円以下の罰金（併科））

同法第26条（両罰規定）（罰則：300万円以下の罰金）